

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

テストで安全知識底上げ

弱点見つけ上司がフォロー

KYB-Y S

特集Ⅱ

改正安衛則 足場の墜落防止が充実

(独)労働安全衛生総合研究所 大幢 勝利

別冊付録

労災かくしは「重大な」犯罪です!

片寄社会保険労務士事務所 片寄 茂夫

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2235

2015

6 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21
今西経営労務管理事務所

愛知会

所長 今西 昭一

第196回

不正手続きの調査過程で“叱責”されて自殺

■ 災害のあらまし ■

X信用金庫Y支店の融資次長Aが、部下の業務手続違反による処理を発見できないまま誤った手続きを承認し続け、内部監査によってそれが発覚した。

X信用金庫では不正との関連性を調査するため、Aを10月20～28日の間、営業時間定時終了から3～4時間本部に呼び出し、事情聴取を行って不正との関連性について探った。そして、29日に全職員宛にAの業務手続違反行為の具体的内容を公表し、極めて厳しく非難、叱責する内容の通知を行った。

Aは、事情調査期間中、相当の叱責を受けており、また事実公表によりさらにショックを受け、翌30日に出勤して来なかったため調査したところ、通勤途中の自家用車内で自殺していることが分かった。

■ 判断 ■

Aの自殺は、調査過程において受けた心理的負荷による精神障害などによる業務上の災害と認められた。

■ 解説 ■

心理的負荷に関する精神障害などの業務上外の認定は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」により、「職場における心理的負荷評価表」によってその業務による心理的負荷の強度を評価する。

X信用金庫は、2年前から営業支店の業務ルールを刷新したが、Aは、この「新業務ルール」への変更馴染めなかった。そのため、部下の業務手続違反による処理を発見することができず、約1年にわたって誤った手続きを承認処理することとなっ

た。その一方で、内部監査結果では、犯罪行為ではないことが判明した。

本件は、評価表でいえば業務の監督責任を問われたものであり、「会社で起きた事故（事件）について責任を問われた」に該当する。しかしながら、責任を問われた内容は業務手続違反であり、犯罪行為には当たらず、その心理的負荷の強度は、「Ⅱ」に該当する。

心理的負荷の強度が「Ⅱ」とすると、業務上の理由で精神疾患に至ったとはいいい難くなるが、信用金庫側の調査のプロセスとその後の公表通知において大きな問題があった。

X信用金庫では、Aの行為を問題視し、不正との関連性を調査する必要があると判断し、Aを10月20～28日の間、営業時間定時終了から3～4時間本部に呼び出し、事情聴取を行った。この調査の過程で、Aは、調査に当たった担当者から、「私文書偽造になる」とか、「新卒者でも1週間でマスターできる業務処理なのに、おまえは管理者として失格だ。能無し」といった叱責などを延々と受け続けていた。

Aは、調査を受けている期間中、帰宅してから妻に向かって「もうだめだ」といったり、妻の問いかけにまったく反応しない状態だったりして明らかに従前とは異なった状況にあった。

そして、29日に、X信用金庫では全職員宛にその具体的内容を公表し、また、Aの業務手続違反行為について極めて厳しく非難、叱責する内容の通知を行った。

29日に出勤したAは、上記通知内容を知って、支店長に「このような状況になった以上、死ぬしかない」といい、支店長は、「なにをバカなことを言っているのか。気を落とすな」と励ましていたという。



調査過程でのAに対する叱責等々による心理的負荷は過重なものであり、また、全職員に対する通知によって、今後本人が職場に居所がなくなるような状態になっていたことによるAの心理状況の変化などを考慮すると、過大な心理的負荷を与えたといえ、強度は「Ⅲ」に修正されると考えられる。結果として、業務上の理由により精神疾患を発症し、自殺に至ったと結論付けることができる。

信用金庫側は、業務手続違反について、その行為が不正と関連していないかどうかを調査し、他で同様の違反行為の有無を調査し、職員に対して注意喚起することは組織として当然の行為であるといえる。しかし、信用金庫側の事情調査方法と再発防止の通知方法について、より配慮した対応が必要であろう。

企業実務の現場では、懲戒行為に対する意見聴取のように、ルール違反者に事情聴取をするケースは多くあると思われるが、その行為に関しては本来の目的を外れないように済々で行うことが重要である。ルール違反者だからといって、パワハラ行為をしてもよいということにはならないことを肝に命じたい。